独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社サンエー コード 265								
提出日		2025/5/13	異動(予定)日		2025/5/	/27			
独立役員届出 提出理由	_	2025年5月27日開催の定時株主総会で社外取締役に選任予定の宮国英理子氏を新たに独立役員に指定するため							
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員 -	役員の属性(※2・3)										異動内容	本人の			
				а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	- 1	該当なし	共動門谷	同意
1	野崎聖子	社外取締役	0													0		有
2	榊真二	社外取締役	0													0		有
3	宮国英理子	社外取締役	0										Δ				新任	有
4																		
5																		

独立役員の属性・選任理由の説明

<u> </u>	· 位立仪员V/周任 医住住田V机的								
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)							
1		野崎聖子氏は、弁護士の資格を有しており、法律的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有しているため、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等が期待され、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されるため独立役員に指定しております。							
2		榊真二氏は、様々な分野での経営者としての経験があり、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しているため、取締役の職務執行に対する監督、助言等が期待され、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されるため独立役員に指定しております。							
	宮国氏の出身元であった株式会社琉球銀行と当社の間で取引がありますが、一般的な消費者としての通常の取引であり、概要を記載するまでもないと判断しております。	宮国英理子氏は、地域金融機関勤務により金融に関する幅広い知識と経験を有しております。同金融機関シンクタンクにおける現職経験から地域経済への見識も深く、当社の経営戦略に対する助言、取締役の職務執行に対する適切な監督が期待され、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されるため独立役員に指定しております。							
4									
5									

補足説明

当社は、社外取締役を選任するための独立性判断基準を以下のとおり、定めております。 <独立性判断基準>

次の①から⑧までのいずれにも該当しないこと ①当社または当社グループ会社の業務執行者

①当社または当社グループ会社の業務執行者
②当社の発行済総株式数の10%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者
③当社を主要な取引先(直近事業年度の当社との年間取引額が当該取引先の連結売上高の2%以上)とする者またはその業務執行者
④当社の主要な取引先(直近事業年度の当社との年間取引額が当社の連結売上高の2%以上)またはその業務執行者
⑤当社または当社グループ会社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
⑥当社または当社グループ会社から年間1,000万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者
⑦過去3年間において上記①から⑥に該当していた者

- ⑧上記①から⑥の配偶者または二親等以内の親族
- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。※2 役員の属性についてのチェック項目a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- - は、上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合) c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)

 - 6. 上場会社の兄弟会社の業務執行者 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

 - 「. 上場会社の主要な取引先とりる者又はての実務執行者 g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ) k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ) l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

- 違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。